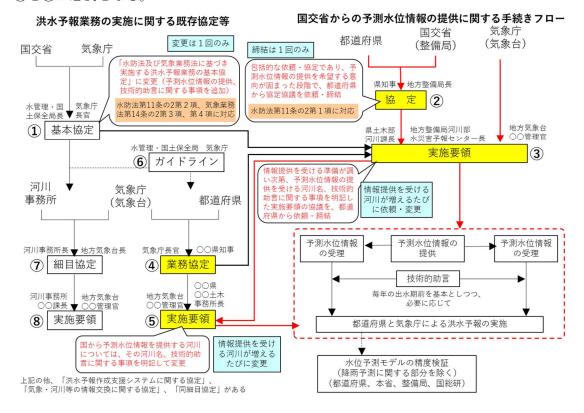
# 6. 地方整備局等から予測水位情報の提供を求める場合の手続き

# 6-1 手続きの全体フロー

地方整備局等からの予測水位情報の提供を希望する場合は、新たな手続きが発生する。洪水予報業務の実施に関する既存協定等との関係をフローにしてまとめた。

都道府県が締結すべき協定・実施要領は下図の黄着色したものである。このうち洪水予報河川の指定に関するものは④と⑤、予測水位情報の提供を求める場合にはそれらに加えて②と③が必要となる。



# 6-2 都道府県知事から地方整備局長等への情報提供の依頼及び両者間 の協定

地方整備局等から予測水位情報の提供を希望する場合、都道府県知事より地方整備局長等へ情報提供の依頼及び両者間の協定締結が必要となる。

情報提供に関する協定は包括的なものであり、情報提供の対象とする個別河川については実施要領で定めることとしたことから、予測水位情報の提供を受ける都道府県側の準備が調うまで待つ必要はなく、予測水位情報の提供を希望する意向が固まった段階で協定締結を依頼して差し支えない。

本協定は包括的なものであるため、一度締結した後は基本的に変更しない。情報提供を受ける個別河川の増加に対しては、実施要領を更新することで対応する。

情報提供の依頼文及び協定の案として次に例示する。

### ○○地方整備局から○○県への予測水位情報の提供に関する協定(協議依頼)(案)

			,	月〇日 〇〇〇 第〇号
○○地方整備局長 殿				
<i>"</i> ×				
			〇〇県	知事
			00	00

○○地方整備局から○○県への予測水位情報の提供に関する協定(協議依頼)

○○県と気象庁が共同で実施する一級河川の洪水予報に活用するため、水防法(昭和24年法律第193号)第11条の2の規定に基づく○○地方整備局からの予測水位情報の提供を受けたく、別添の協定について協議を依頼する。

### 【別添】○○地方整備局から○○県への予測水位情報の提供に関する協定(例)

○○県と気象庁が共同で実施する一級河川の洪水予報に活用するため、水防法(昭和24年法律第193号)第11条の2の規定に基づく○○地方整備局から○○県への予測水位情報の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

また、本協定を円滑に運用するため、○○県、○○地方整備局及び○○地方気象台との間で「実施要領」を別に定める。

### 1. 〇〇地方整備局からの予測水位情報の提供

○○県からの依頼を受け、○○地方整備局は、○○県と気象庁が共同で実施する一級河川の洪水予報に活用するため、○○県に対し本川と支川とを一体で予測した水位情報を提供する。

### 2. ○○地方整備局からの予測モデルの特性等の説明

○○地方整備局は、○○県からの求めに応じて、○○県に対し予測モデルの特性等について説明するものとする。予測水位情報の提供についての実施要領の協議依頼を受けた際及び毎年の出水期前に○○地方整備局が説明を実施することを基本とするが、必要に応じて○○県は説明を求めることができるものとする。

### 3. 予測水位情報の提供を受ける河川

予測水位情報の提供を受ける河川、その区間及び代表地点並びにデータ形式及び通知方法等については、実施要領において定める。

### 4. 〇〇県による予測水位情報の活用

前述の○○地方整備局からの予測モデルの特性等についての説明も踏まえ、○○県は○○地方整備局から提供される予測水位情報を○○県と気象庁が共同で実施する洪水予報に活用し、洪水予報の高度化をはかる。

また、〇〇県は、住民の的確な避難行動を早期に促すため、洪水予報に基づく避難情報が市町村から確実かつ迅速に発令されるとともに、住民にとって理解しやすい内容となるよう、県内の市町村と緊密に連携した防災体制を構築する。

令和 年 月 日

○○県知事

0000

国土交通省○○地方整備局長

0000

## 6-3 予測水位情報の提供に関する実施要領

地方整備局等から予測水位情報の提供を希望する場合、都道府県知事と地方整備局長等との間での協定を締結した後、都道府県が管内洪水予報河川を対象とした予測水位情報の提供を受ける準備が調った段階で、対象河川名、技術的助言に関する事項等を明記した実施要領の協議を、都道府県から地方整備局等、地方気象台等に依し、3者で締結する。

都道府県は情報提供の協定を根拠とし、地方気象台等は「水防法及び気象業務法に基づき 実施する洪水予報業務等についての基本協定(令和5年5月31日)」を根拠とし、地方整備 局等は情報提供の協定・基本協定の双方を根拠として、この実施要領の締結主体となる。

既に洪水予報河川に指定されている河川において情報提供を求める場合は、この実施要領を締結した後、洪水予報に関する実施要領を変更することとなる(前掲フローでは③→⑤)。 ⑤の実施要領を変更する際は、それまでの都道府県による洪水予測モデルから変更となることから、地方整備局等による予測モデルの全般的な説明や再現性確認の結果に関する説明を踏まえることとする。

一方で、新たに洪水予報河川に指定するのと同時に情報提供も求めようとする場合は、この実施要領と洪水予報に関する業務協定及び実施要領を同時並行で締結手続きを進めてもよい。前掲フローでは、③と④・⑤の依頼を同時に出す。このことにより、④・⑤の業務協定及び実施要領を締結する際には、協議時都道府県と地方気象台等で確認している「洪水予測モデルの過去洪水の再現性」については(協議資料作成例第9項)、地方整備局等で既に再現性を確認しているため、その結果を用いることができる。なお、地方整備局等による再現性確認の結果については、予測モデルの全般的な説明とあわせて事前に都道府県及び地方気象台等向けに説明することとしている。これも踏まえて、④・⑤の業務協定及び実施要領の協議を実施する。④の業務協定を結び洪水予報河川の告示が完了次第、③・⑤の実施要領を締結することとなる。

実施要領案として次に例示する。この実施要領は、情報提供を受ける河川が増加するたび に更新することとなる。

# ○○地方整備局から○○県及び○○地方気象台への予測水位情報の提供に関する実施要領 (協議依頼)

令和5年○	月〇日
	000
	第○号

国土交通省 〇〇地方整備局 河川部 水災害予報センター長 〇〇 〇〇 殿

気象庁 〇〇地方気象台

- ○○管理官
- 00 00 殿

○○県 土木部 河川課長

○○地方整備局から○○県及び○○地方気象台への予測水位情報の提供に関する実施 要領 (協議依頼)

○○県と気象庁が共同で実施する一級河川の洪水予報に活用するため、水防法(昭和24年法律第193号)第11条の2の規定に基づき、○○地方整備局からの予測水位情報の提供を新たに受けたく、別添の実施要領について協議を依頼する。

新たに情報提供を受けたい河川・対象区間については、下記の通りである。

記

水系名	河川名	対 象 区 間
○○川水系	0011	左岸:○○郡○○町大字○○ ○○○番地の○地先から○地先まで
		右岸:××郡××町大字×× ××番の××地先から××地先まで

# 【別添】〇〇地方整備局から〇〇県及び〇〇地方気象台への予測水位情報の提供に関する 実施要領(例)

○○県土木部、○○地方整備局河川部及び○○地方気象台は、「●●地方整備局から●●県への予測水位情報の提供に関する協定(令和○年○月○日)」及び「水防法及び気象業務法に基づき実施する洪水予報業務等の基本協定(令和5年5月31日)」に基づき、○○地方整備局河川部からの予測水位情報の提供に関して、次のとおり実施要領を定める。

#### ○○川水系○○川

#### 1. 水位等の予測水位情報の提供を受ける河川の区間及び代表地点

○○県土木部及び○○地方気象台が○○地方整備局河川部から予測水位情報の提供を受ける河川、その区間及び代表地点は、付表1及び付図1のとおりとする。

### 2. 〇〇地方整備局による技術的助言

○○地方整備局河川部は、○○県土木部又は○○地方気象台からの求めに応じて、それぞれに対し予測モデルの特性等について説明するものとする。毎年の出水期前に○○地方整備局が両者に対して説明を実施することを基本とするが、必要に応じて○○県土木部又は○○地方気象台は説明を求めることができるものとする。

#### 3. 洪水予報への予測水位情報の活用

○○地方整備局河川部が提供した予測水位情報及び○○地方整備局河川部による予測モデルの特性等に関する説明を活用して、○○県土木部及び○○地方気象台は洪水予報を行うものとする。

#### 4. 予測水位情報の提供・受け取りを行う際の連絡

予測水位情報の提供・受け取りに関する連絡責任者は、○○県土木部においては○○課長、○○地方整備局河川部においては水災害予報センター長、○○地方気象台においては○○管理官とする。データの通信方法については、○○県と○○地方整備局との間にオンラインで接続された情報処理システム、○○地方整備局と○○地方気象台との間にオンラインで接続された情報処理システム(以下、両者をあわせて「情報システム」という。)によるものを基本とする。ただし、情報システムの障害時等においては、付図2に番号を示した電子メール・電話・FAXによるものとする。電子メールのサイズの上限は○○MBまでとする。

### 5. その他

- (1) 情報提供・活用を円滑に実施するため、双方で定期的にデータ通信の試験を行うものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要が生じた場合、又は本要領の定めていない事項についていずれかから申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

令和 年 月 日 ○○県 土木部 河川課長 ○○○○

○○地方整備局 河川部 水災害予報センター長 ○○○○

○○地方気象台○○管理官 ○○○○

### 付表 1 情報システムにより提供される予測水位情報

### (1) 予測水位情報の提供を受ける河川・区間

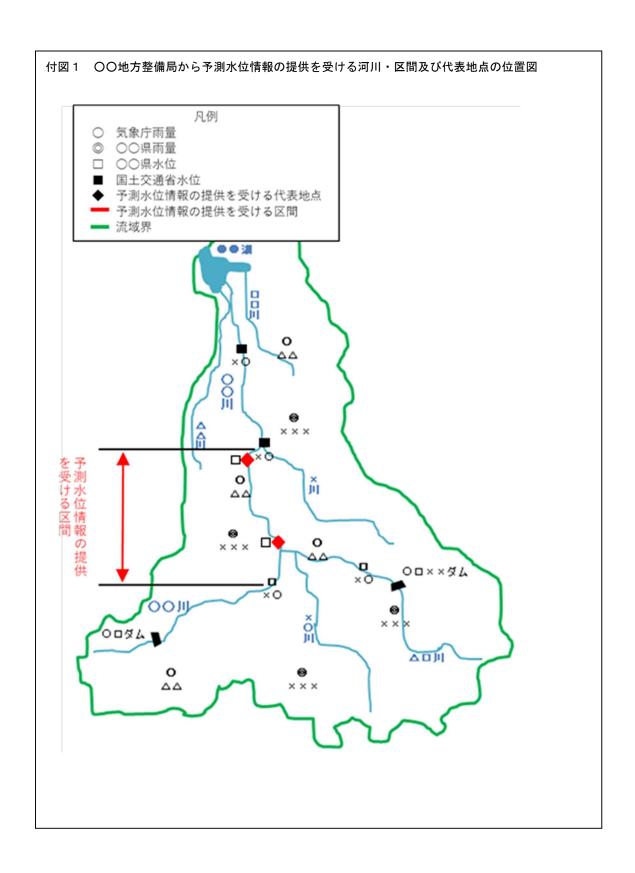
水系名	河川名	対 象 区 間
〇〇川水系	00//	左岸:○○郡○○町大字○○ ○○○番地の○地先から○地先まで
		右岸:××郡××町大字×× ××番の××地先から××地先まで

### (2) 予測水位情報の提供を受ける代表地点

河川名	地点名	位 置 (緯度経度)	所在地
00/11	00	北緯○○	○○郡○○町大字○○地先

### 付表 2 連絡先

- ○○県○○土木部○○課
  - $\times \times$  @pref.  $\times \times$  .lg.jp Tel. 03-1234-5678 Fax. 03-1234-5678
- ○○地方整備局河川部水災害予報センター
  - $\times \times$  @mlit.go.jp Tel. 03-1234-5678 Fax. 03-1234-5678
- ○○地方気象台
  - $\times \times @ met.kishou.go.jp \quad Tel. \ 03-1234-5678 \qquad Fax. \ 03-1234-5678$



## 6-4 河川水位等の情報交換に関する協定・細目協定

都道府県と地方整備局等では、それぞれが管理する河川水位等の情報交換に関する 協定及び細目協定を結んでいる。

地方整備局等からの予測水位情報の提供を受ける場合には、実況水位だけではなく 予測水位についても情報交換の対象となるよう、必要に応じて協定・細目協定の内容 を更新する必要がある。

# 6-5 予測水位情報の活用方法

地方整備局等から予測水位情報の提供を受ける場合、次の4つの活用方法がある。

- ①「管理者向け水害リスクライン」における「データの試験的な閲覧」
- ②「市町村向け川の防災情報」における「データ閲覧」
- ③「支援システム」における「洪水予報文の自動作成」
- ④都道府県の管理する洪水予測システムにおける入力値とするための「データ配信」
- ①の「データの試験的な閲覧」は、協定・実施要領の締結なしでも都道府県が予測水位情報を閲覧できるという活用方法である。この制度を活用して、予測水位情報がどのように提供されるのか、洪水再現性がいかほどかについて知ることができる。地方整備局等から付与される ID・パスワードを用いることで、「管理者向け水害リスクライン」において閲覧が可能となる。なお、本制度は、水防法・気象業務法に基づくものではなく検討のための試験的なものであるため、都道府県から市町村等へこの情報を提供することはできないことに留意する。また、令和6年夏頃には本制度は終了する予定である。
- ②~④については、水防法・気象業務法に基づく協定・実施要領の締結を条件として活用できる。法に基づくものであるため、市町村等が直接データを閲覧したり、都道府県から市町村へ情報提供したりすることも可能である。
- ②の「データ閲覧」は、「市町村向け川の防災情報」に予測水位情報を表示するという活用方法である。国のシステム改修を終える予定である令和5年7月以降に活用可能となる。
- ③の「洪水予報文の自動作成」は、予測水位情報を「支援システム」に送信し洪水予報文を自動で作成するという活用方法である。なお、予報文は自動作成後に手入力による任意の加工・修正が可能である。ただし、この制度を活用する場合は、地方整備局等からの予測水位情報を用いるのか、都道府県の予測を用いるのかについて、洪水予報区間毎に事前に選択が必要となる。国のシステム改修を終える予定である令和5年7月以降に活用可能となる。
- ④の「データ配信」は、都道府県の管理する洪水予測システムに予測水位情報を配信し、 入力値として活用する方法である。既に都道府県において洪水予報を出しており、そのシス テムに情報を一元化したいという意向がある場合等に有効な活用方法である。この活用方 法では、国が管理するシステムと都道府県等が管理するシステムの双方を改修する必要が あり、その改修内容は都道府県毎に異なる。システム改修が終わり次第、活用可能となる。

上記についてまとめた表を示す。

# 各システムの概要と適用条件・スケジュール等

		① 管理者向け 水害リスクライン	② 市町村向け 川の防災情報	③ 洪水予警報等 作成システム	4 都道府県の管理する 洪水予測システム
概要	できること	国の予測情報を県の洪 水予報に活用するかど うかの検討のための 「試験的な閲覧」がで きる	水防法に基づき、 <b>国の</b> <b>予測情報を閲覧</b> できる	水防法に基づき、国の予測 水位に基づいた洪水予報文 を自動作成できる(自動作 成後に手入力による任意の 加工・修正が可能)	水防法に基づき、都道府県のシステムにおける <b>予測計算のための入力値として活用</b> するため、国の予測水位を都道府県システムに自動配信する
	都道府県から市町村へ の情報提供	不可	可	洪水予報として通知	洪水予報として通知
	国による「本川・支川 一体の洪水予測モデ ル」の構築*1	必要	必要	必要	必要
適用条件	都道府県による洪水予 報河川への指定**2	不要	必要	必要	必要
	情報提供に関する協 定・実施要領の締結	不要	必要	必要	必要
	都道府県による システム改修	不要	不要	不要	都道府県ごとに、国のシステム、都 道府県のシステム双方の改修が必要
	その他手続き	地方整備局等より、 ID・パスワードを付与		国の予測水位を用いるか、 都道府県の予測水位を用い るかについて、 <b>洪水予報区</b> 間毎に事前に選択が必要	
	使用期間	R5.5~R6.夏 (期間限定)	<b>R5.7~無期限</b> (R5.6末までに国のシ ステムを改修予定)	<b>R5.7~無期限</b> (R5.6末までに国のシステ ムを改修予定)	システム改修後〜無期限

- ※1 予測水位情報の活用にあたっては、地方整備局等が水系毎に構築を進めている「本川・支川一体の洪水予測モデル」の完成が必須条件。モデル構築にあたっては、実績洪水における予測値と実測値との比較等の資料を都道府県に提示。
- ※2 都道府県が新たに洪水予報河川に指定しようとする場合、「都道府県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報ガイドライン」においては、地方気象台等との標準的な協議期間が9ヶ月間と示されていることに留意。ただし、国が提供する予測水位情報を活用することにすれば、「洪水予測モデルの過去洪水の再現性」については、地方整備局等で既に再現性を確認しているため、その結果を用いることができるようになる。

